

情第648号  
平成29年4月25日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察情報セキュリティ監査実施要領の制定について（通達）

岐阜県警察における情報セキュリティ監査については、「岐阜県警察情報セキュリティ監査実施要領」（平成18年12月15日付け情第1333号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、このたび岐阜県警察情報セキュリティポリシーが改正されたことに伴い、別添のとおり新たに「岐阜県警察情報セキュリティ監査実施要領」を定めたので、事務処理上誤りのないよう  
にされたい。

なお、旧通達は廃止する。

## 別添

### 岐阜県警察情報セキュリティ監査実施要領

#### 第1 目的

この要領は、岐阜県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年岐阜県警察訓令第15号）第7条第3項の規定に基づき、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査（以下「監査」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 監査の種類

監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

#### 第3 通常監査

##### 1 年度情報セキュリティ監査計画の策定

- (1) 情報セキュリティ監査責任者（以下「監査責任者」という。）は、岐阜県警察本部の課、隊、所及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）に対し、通常監査を実施するため、毎年度、年度情報セキュリティ監査計画の案を作成し、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の審議を経た上、情報セキュリティ管理者の承認を得て、これを策定するものとする。
- (2) 年度情報セキュリティ監査計画は、監査の重点項目、監査の対象所属及び時期について定めるものとする。

##### 2 監査実施計画の策定

- (1) 監査責任者は、年度情報セキュリティ監査計画に基づき、個別の監査ごとに、監査実施計画を定めるものとする。
- (2) 監査の対象とする事項は、1の年度情報セキュリティ監査計画に基づき、必要な事項を、岐阜県警察情報セキュリティポリシー関連通達から選定するものとする。

##### 3 監査官の指定等

- (1) 監査官は、総務室情報管理課長、総務室管理監（情報管理）及び総務室情報管理課次席とする。
- (2) 監査責任者は、監査官の職務を補佐させるため、総務室情報管理課等の職員の中から監査補佐官を指名することができる。
- (3) 監査官及び監査補佐官は、通常監査を実施するため必要と認められるときは、対象所属の職員に対し、説明、資料の提出若しくは指定する日時及び場所に出頭することを求め、又は当該対象所属の施設に立ち入ることができる。

##### 4 通常監査の実施に当たっての留意事項

通常監査を実施するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 取り扱う情報の保秘を徹底すること。

- (2) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の職務に支障を及ぼさないよう注意すること。

#### 5 情報セキュリティ管理者への報告

- (1) 監査官は、通常監査を終了したときは、監査調書を作成し、監査責任者に提出するものとする。
- (2) 監査責任者は、監査調書に基づき監査報告書を作成し、情報セキュリティ管理者に提出するものとする。

#### 6 改善を求める事項等の指示

- (1) 情報セキュリティ管理者は、監査報告書の内容を踏まえ、改善を求める事項、検討を要する事項その他必要となる事項を委員会の審議を経て決定し、対象所属の長に指示するものとする。
- (2) 情報セキュリティ管理者は、監査報告書の内容から、対象所属以外の所属においても同種の課題若しくは問題点がある可能性が高い、又は緊急に同種の課題若しくは問題点があることを確認する必要があると判断した場合には、対象所属以外の所属の長に対しても、同種の課題又は問題点の有無を確認するように指示するものとする。

#### 7 対象所属の長の執るべき措置

6 (1)の指示を受けた対象所属の長は、当該指示の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執るものとする。速やかな措置が困難な事項については、その影響を低減させるための補完的な措置を検討した上で改善計画を策定し、措置結果及び改善計画を情報セキュリティ管理者に報告するものとする。

#### 8 対象所属以外の所属の長の執るべき措置

6 (2)の指示を受けた対象所属以外の所属の長は、当該指示の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執り、その措置結果を情報セキュリティ管理者に報告するものとする。

### 第4 特別監査

#### 1 特別監査の実施

情報セキュリティ管理者が特に必要があると認める場合には、監査責任者は、監査実施計画を定め、特別監査を実施するものとする。

#### 2 通常監査に関する規定の準用

第3の3から8までの規定は、特別監査について準用する。

附 則（平成29年4月25日付け情第648号）

この要領は、平成29年4月25日から施行する。

附 則（平成30年5月23日付け情第659号）

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日付け情第 1206 号）  
この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。